

特別加入者の ご家族の皆様へ

もしもの時の労災補償について

特別加入者が、工作中や通勤途中の事故・病気により亡くなられた場合、ご家族が労災保険の給付を受けられる場合があります。

◆ 主な給付内容

・ 遺族補償年金

工作中的の事故などで亡くなられた際、残されたご家族の生活を支えるために定期的に支給される年金です。

・ 遺族補償一時金

年金を受け取れる対象のご家族が誰もいない場合に、別の遺族へまとまったお金が1回限り支給される給付金です。

・ 埋葬料（葬祭給付）

お葬式や火葬など、葬儀にかかった費用をサポート(支給)する給付金です。

◆ 対象となるご家族

- ・ 配偶者
- ・ お子様
- ・ ご両親 など

※条件により対象が異なります。



事故やお亡くなりになった際は、できるだけ早く加入団体または事務組合へご連絡ください。必要書類や手続き方法をご案内いたします。

TEL : 0166-52-2845 FAX : 0166-53-7162